

行政権等の行使：③許可・産業取締（漁業関連）



竹島周辺海面でアシカ漁業者に限り海藻、貝類の採取を許可

島根県令第21号（漁業取締規則改正）

1921年（大正10年）4月1日

資料概要

1921年（大正10年）4月、島根県は1911年（明治44年）の島根県令第54号（島根県漁業取締規則）を改正し、アシカ漁業者に対して、許可海面において（→No.15）、海藻、貝類の採取を行えるようにした。この資料は、それを島根県報で報じたもの。

1911年（明治44年）の島根県令第54号では、第15条で竹島とその地先における水産動植物の採捕を禁止していたが、指定区域内でのアシカ漁業を許可していた。この改正では、その指定区域内で、アシカ漁業者に限って、テングサ、ノリ、ワカメ、サザエ、アワビ、カラス貝等を採取することを認めた。

内容見本

島根県令第二十一号

明治四十四年十二月島根県令第五十四号漁業取締規則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日島根県知事財部實秀
（略）第十五条第一号、第二号、第五号及第六号ヲ左ノ如ク改メ仍第七号ノ次ニ左ノ二号ヲ加フ
（略）五 但書ヲ「但シ許可ヲ受ケタル海驢漁業及該漁業者カ石花菜、海苔、和布、栄螺、鮑、貽介等ヲ採取スルハ此限ニ在ラス」ニ改ム
（略）

作成年月日	1921年（大正10年）4月1日
編著者	島根県知事（財部實秀）
発行者	島根県
収録誌	島根県報第508号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

島根縣報第五百八號 大正十年四月一日 (第三國郵便物認可)

五八

大正九年三月島根縣令第二十號島根縣立工業學校修道館學則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日

島根縣知事 財部實秀

第三十條中「壹圓七拾錢」ヲ「貳圓ニ」改ム

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●島根縣令第二十號

大正八年二月島根縣令第二號副業獎勵費補助規程左ノ通改正ス

大正十年四月一日

島根縣知事 財部實秀

第二條第一項第十一號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ知事ニ於テ適切ト認メタル場合ニハ町村以上ヲ區域トスル組合又ハ團體

●島根縣令第二十一號

明治四十四年十二月島根縣令第五十四號漁業取締規則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日

島根縣知事 財部實秀

第一條第一項第二號「地曳網」ノ下ニ「地漕網」ヲ、第十四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第十五號以下順次繰

下ケ元第十五號乃至第十九號ノ「刺網」ノ上ニ「建」ヲ、第二十二號「鮎瀬張網漁業」ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ元第二十二號以下順次繰下ケ仍第二十六號「菜葉漬漁業」ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

十五 囊網漁業（定置漁業ニ該當セサルモノ）

二十三 鰯打廻網漁業

二十七 ぐろ漁業

二十八 いせゑび漁業

第九條ノ二ヲ左ノ如ク改ム

本縣管内ニ於テ水産動植物ノ製造業及販賣業（小賣業ヲ除ク）ヲ營マムトスルモノハ本則ニ依リ島司郡市長ニ届出ツヘシ

第九條ノ二ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第九條ノ三 本縣管内ニ船籍港又ハ根據地ヲ有シ總噸數五噸又ハ五十石積以上ノ左ノ漁船ニ依リテ營業セムトスルモノハ本則ニ依リ島司郡市長ニ届出ツヘシ

一 漁業ニ従事スル船舶、但シ甲板ヲ有スルモノニ限ル

二 漁獲物、處理運搬ニ従事スル船舶

第九條ノ四 前條ノ届出事項ニ變更ヲ生シタルトキハ二十日以内ニ届出ツヘシ

第十條第一項第五號「船舶ノ種類及隻數」ノ下ニ「螺旋推進器ヲ有スル漁船ニ在リテハ船名ヲモ記載スヘシ」ヲ加フ

第十三條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ

第十三條ノ二 第九條ノ二ニ依リ届出ツヘキ事項左ノ如シ

一 製造業ニ在リテハ營業者ノ住所氏名、主ナル製造物ノ種類

島根縣報第五百八號 大正十年四月一日 (第三種郵便物認可)

六〇

二 販賣業ニ在リテハ營業者ノ住所、氏名、仲買委託販賣(問屋)ノ別、取扱物品ノ種類(製品又ハ鮮魚ノ別)

第十三條ノ三 第九條ノ三ニ依リ届出ツヘキ事項左ノ如シ

一 船鑑札番號、船名、船籍港又ハ根據地、船主及營業者ノ住所、氏名又ハ名稱

二 船體及機關ノ型式

船體ハ西洋型、和洋折衷型、日本型ニ區別シ機關ハ蒸汽機關、石油發動機及瓦斯發動機ニ區別ス

三 漁業ノ種類

從漁スヘキ漁獲物ノ種類、漁獵具ノ種類、副漁具ノ設備アルモノハ其ノ種類又ハ漁獲物處理運搬等

四 船體總噸數又ハ石數、同重要寸法(長幅深)進水時ノ速力機關ノ馬力造船所及機關ノ製作所

五 船體及機關ノ建造費及建造年月日

古船體又ハ古機關購入ノモノニ在リテハ購入價格建造年月日(不詳ナルモノハ其ノ推定年月)及購入年月日

六 遠洋漁業獎勵法ニ依リ漁船獎勵金ヲ受ケタルモノ又ハ縣費補助金ヲ受ケタルモノハ其ノ年月日

第十五條第一號、第二號、第五號及第六號ヲ左ノ如ク改メ仍第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

一 但書中「竿釣及」ヲ削ル

二 別紙第二號圖ヲ別紙ノ如ク改ム

五 但書ヲ「但シ許可ヲ受ケタル海鹽漁業及該漁業者カ石花菜、海苔、和布、榮螺、鮑、貽介等ヲ採取スルハ此限ニ在ラス」ニ改ム